

熊本地震で被災された方について、平成28年10月1日から介護サービスに係る窓口での取扱いが変わります。

1. 被保険者証の確認が必要となります

現在、被災により、利用者さんが被保険者証・負担割合証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも氏名、生年月日、住所、負担割合(1割又は2割)を確認し、介護サービスとして取り扱うこととなっていますが、平成28年10月1日からは、介護サービスとして取り扱う際には、被保険者証等の確認が必要となります。

2. 窓口での利用料の支払いを猶予・免除する際には、熊本県内の市町村が発行する猶予・免除証明書の確認が必要となります(9月末までは証明書がなくても窓口での利用料を受け取る必要はありません)

現在、以下の(1)(2)の両方に該当する利用者さんからは、窓口で利用料を受け取る必要はありませんが、平成28年10月1日から熊本県内の市町村が発行する利用料の免除証明書を確認する必要があります。(熊本県外の介護サービス事業所においても同様です。)

※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

(1) 熊本県全域の市町村の介護保険に加入されている方

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

免除証明書発行に関しては、各市町村へ問い合わせいただくよう周知ください。